

市街地再開発事業等に係る事後評価実施要領細目

市街地再開発事業等に係る事後評価については、国土交通省所管公共事業の事後評価実施要領（平成20年7月1日付け国官総第164号・国官技第47号）に定めるほか、この市街地再開発事業等に係る事後評価実施要領細目に定めるものとする。

第1 事後評価の対象とする事業の範囲（実施要領第2関連）

対象とする事業は、市街地再開発事業、住宅街区整備事業、防災街区整備事業（都市・地域整備局所管のものに限る。以下同じ。）、地区再開発事業、都市防災総合推進事業、優良建築物等整備事業及び暮らし・にぎわい再生事業とする。

第2 事後評価を実施する事業（実施要領第3関連）

1 「事業完了」の定義

- ① 市街地再開発事業、住宅街区整備事業及び防災街区整備事業においては、全ての工事が完了し、清算が行われた時点とする。
- ② 市街地再開発事業以外の事業においては、原則として国庫補助事業が完了した時点とする。

2 「事業の単位」の定義

原則として事業採択を行う際の「箇所」を1つの事業単位とする。

第3 評価の実施及び結果等の公表（実施要領第4関連）

1 事後評価の実施主体

- ① 独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）以外が施行者である補助事業（間接補助事業を含む。）については、地方公共団体が事後評価を行う。
- ② 機構が施行者である補助事業（間接補助事業を含む。）については、機構が、地方公共団体と十分な調整を図った上で事後評価を行う。

2 事後評価の実施時期

事業完了後5年後の年度末までに実施する。

3 「事後評価に係る資料」の内容

事後評価の実施主体は、事後評価を行うに当たって必要となる以下の資料を作成する。なお、必要に応じ資料の追加等ができるものとする。

- ① 事業概要
- ② 第4に定める項目に係る資料

4 改善措置の実施主体

- ① 改善措置の実施主体は、施行者又は施行者を継承する者とする。
- ② 地方公共団体は改善措置の実施主体に改善措置を勧告するものとする。

5 結果等の公表方法

国土交通省所管公共事業の事後評価実施要領第4の2に規定された「対応方針等の

公表」の方法は、国土交通省本省における閲覧等によるものとする。

第4 評価の方法（実施要領第5関連）

国土交通省所管公共事業の事後評価実施要領第5の1及び3に基づき定めた評価手法として、別に定める「市街地再開発事業等の事後評価項目」等において、事業完了後における実績の確認等を行い、改善措置等の必要性を検討する。

第5 施行期日

本細目は、平成21年8月20日から施行する。

市街地再開発事業等の事後評価項目

評価の視点	評価項目	評価内容・方法
①費用対効果の算定基礎となった要因の変化	費用対効果の算定基礎となった要因の変化	事業採択時の費用対効果分析に際し、費用の算定に用いた指標及び便益の算定に用いた指標について、事後評価時点との変化を確認する。変化の大きいものについては、その理由を示す。
②事業の効果の発現状況	施設の利用状況等	別に定める「事業の効果の発現状況評価項目（案）」を用いて、大項目の「波及的影響」の小項目又は細項目について、整備を行った施設における想定した効果の達成状況を判定する。あわせて、判定の理由を示す。
	事業目的から見た評価	事業目的の達成状況を確認する。達成されていない場合はその理由を示す。
	税収効果	再開発前後の税収の変化を確認する。そして、補助金投入額と税収入の増分との比較を行う。
③事業実施による環境の変化	自然環境に対する影響	事業の実施による自然環境への影響（大気汚染、水質、植生等）の有無を確認する。
	生活・居住環境等への影響	事業の実施による周辺環境（商店街の衰退、渋滞、地価等）への影響の有無及び地域住民の意識の変化を確認する。
④社会経済情勢の変化	社会経済状況の変化	社会経済状況の変化が事業に及ぼした影響について確認する。 また、変化に対して措置を講じた場合は、その内容を示す。
	関連計画、関連事業の状況の変化	関連計画、関連事業の状況の変化（関連事業の中止、計画変更、事業の遅延等）が事業に及ぼした影響について確認する。 また、変化に対して措置を講じた場合は、その内容を示す。
	事業環境等の変化	当該事業の必要性、住民のニーズ等に関する変化が事業に及ぼした影響について確認する。 また、変化に対して措置を講じた場合は、その内容を示す。
⑤今後の事後評価の必要性	今後の事後評価の必要性	今後の事後評価の必要性について説明し、今後事後評価が必要となる場合は、その時期及び方法を示す。
⑥改善措置の必要性	改善措置の必要性	改善措置の必要性について明確に説明し、改善措置が必要な場合は、その内容を示す。 また、これまで既に実施した改善策がある場合は、その内容と効果について示す。
⑦同種事業の計画・調査のあり方や評価手法の見直しの必要性	同種事業の計画・調査のあり方や評価手法の見直しの必要性	他地区の事業計画等に反映できる事項がある場合は、その内容を示す。 また、評価手法について見直すべき点（評価項目・内容の追加や削除等）がある場合はその内容を示す。
⑧その他特筆すべき点	その他特筆すべき点	再開発事業の計画時点では、想定していなかったようなプラス面の効果があった場合は、その内容を示す。